

## 育児・介護休業法に基づく情報公表について

社会福祉法人 孝徳会

育児・介護休業法に基づき、以下の情報項目を公表します。

### ●男性労働者の育児休業等取得率

対象期間： 令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

取得率： 100 %

※対象期間において配偶者が出産した男性労働者のうち、育児休業を取得した者の割合